

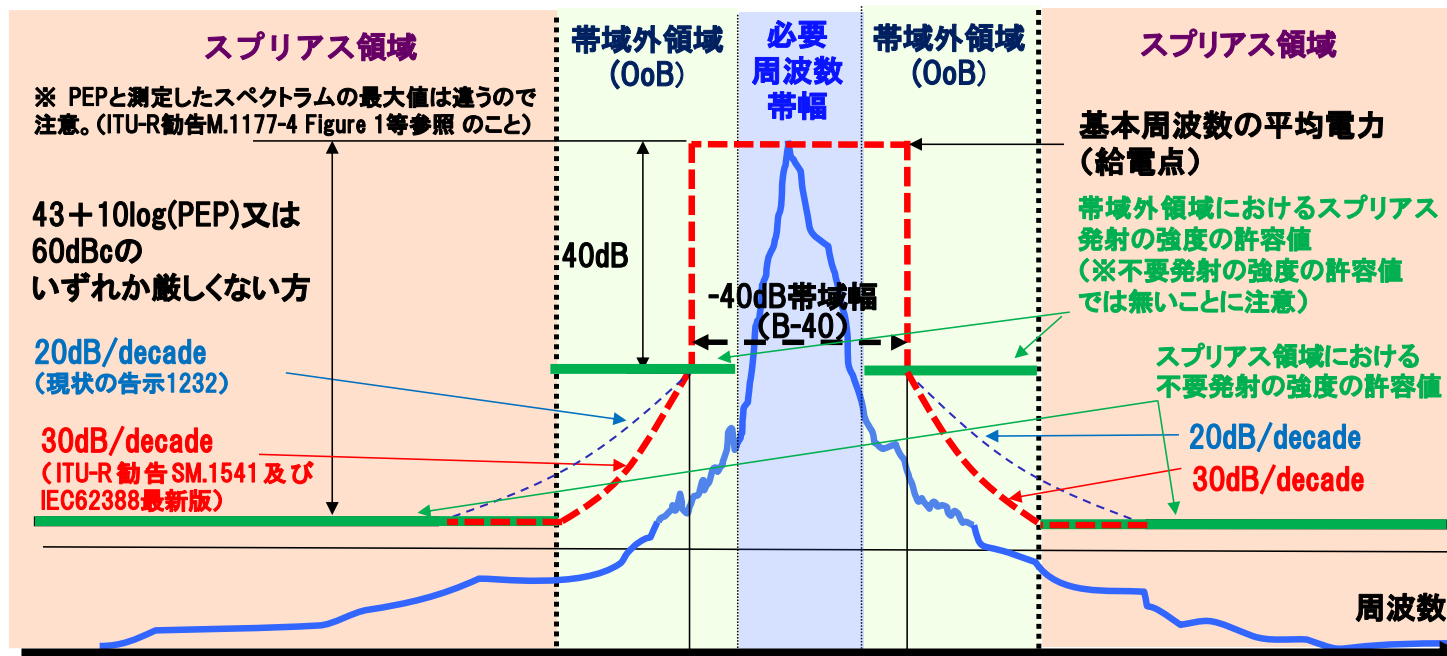
帯域外領域のスプリアス発射及びスプリアス領域の不要発射の強度の許容値

レーダーにおける各領域における許容値については、ITU-R SM.1541-5の勧告が平成25年8月に定められ、帯域外領域とスプリアス領域との境界の周波数の決定方法が、従来の20dB/decから30dB/decへ変更されたこと等をふまえ、ITU-R勧告 SM.1541-5に基づき、関係規定を整備してきた。

告示(平成17年告示第1232号)を改正(令和元年6月20日総務省令第16号及び総務省告示第67号)

告示改正後に製造される船舶用型式検定レーダー(義務レーダー)のみ20dB/decade⇒ 30dB/decadeに変更。

平成17年告示第1232号改正に基づく船舶用型検レーダーの許容値 概略図



○**スプリアス発射**(施則2条63): 必要周波数帯外における1又は2以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで低減することができるものをいい、高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積を含み、**帯域外発射を含まない**ものとする。

○**帯域外発射**(同条63の2): 必要周波数帯に近接する周波数の電波の発射で情報の伝達のための変調の過程において生ずるものをいう。

○**不要発射**(同条63の3): スプリアス発射及び帯域外発射をいう。

気象レーダーについてもITU-R SM.1541-5を適用し、30dB/decadeに変更を行う。